

関西圏国家戦略特別区域計画（案）

令和 2 年 9 月 10 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(19) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業）

以下に掲げる地域において、保育の需要に応ずるため、原則として 0 歳児から 2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳児から 5 歳児までの一貫した保育や、3 歳児から 5 歳児のみの保育等を行う。

- ① 大阪府堺市【令和 2 年度より実施】
- ② 兵庫県西宮市【令和 3 年度より実施】